

令和6年度

学校いじめ防止基本方針

令和6年4月改定

八尾市立上之島小学校

「学校いじめ防止基本方針」

「いじめ」の定義

「いじめ」の防止等に関する基本理念

1. 組織体制

- (1) 基本的な考え方
- (2) 校内「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」の役割

2. 具体的な取組み

- (1) 未然防止
 - ① 基本的な考え方
 - ② 未然防止のための取組み
 - ③ 今年度の重点項目
- (2) 早期発見
 - ① 基本的な考え方
 - ② 早期発見のための取組み
 - ③ 今年度の重点項目
- (3) 家庭や地域との連携
 - ① 基本的な考え方
 - ② 家庭や地域と連携のための取組み
 - ③ 今年度の重点項目

3. 事象が発生した場合の考え方・対応

- (1) 基本的な考え方
- (2) 対応について
 - ① 「いじめ」の発見・通報を受けたときの対応のポイント
 - ② 「いじめ」を受けている児童への対応
 - ③ 加害の児童への対応
 - ④ 「観衆」や「傍観者」になっている児童への対応
 - ⑤ 保護者への対応
 - ⑥ 情報提供
 - ⑦ ネット上の「いじめ」への対応
- (3) いじめ解消の定義

4. 重大事態への対処について

5. 年間計画

八尾市立上之島小学校いじめ防止基本方針

《宣言》

私たち八尾市立上之島小学校は、「いじめ」を絶対に許さない教育をめざし、豊かな心を培い、安全で安心な学校づくりを推進します。

いじめについて

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条1項）

具体的には次のようなものが考えられる。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（文部科学省 いじめの防止等のための基本的な方針 第1の5）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについての判断は、表面的・形式的に行なうのではなく、被害を受けた児童の立場に立って組織的に行なう必要がある。本校においても「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を中心に、全校体制で保護者及び児童に対して、年2回本校独自のアンケート調査を行う等、実態把握に努めている。また、八尾市教育委員会のアンケートも重ねて行っている。

「いじめ」の中には、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものに発展していく事象もあることから、必要があれば、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが大切であると考えている。

いじめの理解

「いじめ」は、どこの学校でも、どの児童にも起こりうる最も身近な人権侵害事象であると捉え、「いじめはおこる」という前提に立って、日常の教育活動を観察する必要があると認識している。「暴力行為を伴わないいじめ」であっても、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせることがあることを認識する必要がある。日頃から児

童の様子をチェックすることで、児童の小さな変化を見逃すことなく、早期発見に努め、迅速で適切な対応を組織的に行なう必要がある。また、「いじめ」はいじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周囲でいじめを見て見ぬふりしている「傍観者」の存在にも注意し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるように取り組むことが必要である。

いじめの防止等に関する基本理念

(1) いじめは絶対に許されない行為である

- いじめは重大な人権侵害事象であり、絶対に許されない卑劣な行為である。
- いじめの防止等の対策は、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることが大切である。

(2) いじめは全ての児童に関係する問題である

- 全ての児童が安心して生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることが必要である。

(3) いじめの問題は地域社会全体で取り組まなければならない

- いじめを学校だけの問題として捉えるのではなく、市、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携のもと、それぞれの立場からその役割を果たし、一体となって、いじめの問題を克服することをめざして取り組むことが必要である。

本校では、全教職員が「いじめは、しない、させない、許さない」という考え方を基本に「いじめは、未然防止、早期発見、早期対応」が重要との姿勢のもと、あらゆる関係者の連携により取り組むものとする。

絶対に「いじめは許さない」という意識を持ち、児童が安心して生活できる集団づくり、人間関係づくり、学校づくりこそが「いじめ」防止の基本であるとの認識をもち取り組んでいく。

1. 組織体制

(1) 基本的な考え方

- 「いじめ」への対応は、一部の教員や特定の教員が抱え込むのではなく、管理職を中心に、共通理解のもと全ての教職員で組織的に行なう。
- 「いじめ」への対応を組織的に行なうため、「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を設置する。
- 「いじめ」の問題等に関する指導記録については、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎ、情報提供する体制をとる。

(2) いじめ・不登校・問題行動対策委員会

いじめの防止を実効的に行うため、「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を設置し、

定期的及び必要に応じて委員会を開催する。

① 構成

校長、教頭、教務、生活指導担当、人権担当、学年主任、学級担任、特別支援コーディネーター、家庭支援コーディネーター、養護教諭、（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等で構成する。

※協議や対応する内容に応じて外部委員として行政等の関係機関の専門家を参集する場合がある。

②役割

- ・「学校いじめ基本方針」に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成の中核の役割を担う。
- ・「いじめ」の相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ・「いじめ」の疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・「いじめ」の疑いに係る情報があった時は、「いじめ」の情報の迅速な共有、関係児童への担任等による複数での事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に行なうための中核としての役割を担う。
- ・基本方針の点検や見直し、「いじめ」の対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、PDCA サイクルに照らし合わせた検証等を行う。その際、必要に応じてスクールカウンセラー等の活用や関係諸機関との連携を図る。

2. 具体的な取組み

(1) 未然防止

① 基本的な考え方

- ・「いじめ」はどの児童にも起こりうるという共通認識のもと、全ての児童を対象にして、「いじめ」に向かわせないための未然防止に取り組む。
- ・未然防止の基本として、児童が安全で安心な学校生活を送ることができることが必要である。そのため、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学校づくりを行っていく。そして、児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・未然防止の取組みの成果や課題については、定期的なアンケート調査や個人懇談、児童の出欠状況等で検証し、改善点や新たな取組みを定期的に検討し、PDCA サイクルで取組みを継続する。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、適切に評価する。

② 未然防止のための取組み

1) 教師に求められること

- ・「いじめ」の態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等での定期的な確認等を行い、平素から教職員全員の共通理解を徹底する。

- 学校だより、ホームページ等で情報発信する。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童による「いじめ」を助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。
- 「発達障がいを含む、障がいのある児童」「海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童」「性同一性障がいや性的指向・性自認にかかわる児童」「新型コロナウイルスに感染した児童または家族が感染した児童」など、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の実態を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- 様々な場面で「いじめ」の問題を話題にし、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を、学校全体で共有する。
- 教育活動全体を通じて、一人ひとりの児童が活躍でき、自己実現できていると感じ取れる場面の設定をするなど、児童の自己有用感を高める。また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会等も積極的に設ける。
- 児童がいじめの問題を自分事として捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合い、主体的に行動できるよう、「脱いじめ傍観者教育」等の取組みを通じて、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 「いじめ」の問題を児童自身が主体的に考え、児童自身が「いじめ」防止を積極的に訴えるような取組みを推進する。（標語・人権ポスター等）
- 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心を育み、自他の存在を等しく認め合える態度を養うことで、一人ひとりの居場所が確保できる集団づくりを推進する。
- 「いじめ」について理解を深め、「いじめ」を指摘できる姿勢を育成する。
- 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。
- ストレスを他者にぶつけるのではなく、適切に対処できる力を育む。

2) 児童に育んでいく力

- 人権教育において、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。
- 道徳の授業において、思いやりの心や児童一人ひとりがかけがえのない存在であるといった命を大切に作る心を育む。
- 集団活動において、協力・協調することの大切さを学習し、人とよりよく関わる力（人間関係を築く力）を育む。

② 今年度の重点項目

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 学活時に心の教育に取り組み、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。 • 道徳や人権学習をとおして児童一人ひとりの心を耕し、「いじめ」が人として許されないことであるとの気持ちを醸成する。 |
|---|

(2) 早期発見

① 基本的な考え方

- ・「いじめ」は早期に発見することが、早期の解決につながる。しかし、「いじめ」は大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるという事を共通認識する。
- ・外見的にはけんかや言い合いやふざけあい等、対等な関係性の中での出来事のように見えることでも、見えないところで被害が発生している場合もあるため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確にかかわりを持ち、事象の背景にある事情の調査を行う。
- ・「いじめ」を隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・暴力をふるう児童のグループ内で行われる「いじめ」については、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。
- ・教育相談等で得た、児童の個人情報について、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールの利用方法について等の情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもこれらについて広く情報発信をする。
- ・家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

② 早期発見のための取組み

- ・日常的に児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを鋭敏に保つとともに、教職員相互で積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。
- ・児童が日頃から「いじめ」を訴えやすい体制を整える。また、定期的にその体制を点検する。
- ・定期的なアンケートや懇談等を実施することで、いじめの実態把握に取り組む。
- ・集まった「いじめ」に関する情報は、「いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのようにしたのか」を簡単にメモし、教職員全体で共有する。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・保護者との信頼関係を構築し連携を密にすることで、家庭における児童の様子の変化を把握できるようにする。
- ・いじめから子どもを守る課、大阪府、文部科学省等の学校外の機関における相談窓口について広く周知する。
- ・日常より児童の様子に目を配り、交友関係や悩みをできるだけ把握する。

③ 今年度の重点項目

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・各学期に1度「学校生活アンケート」「いじめチェックカード」を実施し、いじめの実態把握に取り組む。・個人ノート・振り返りノートも活用し、交友関係や悩みを把握する。 |
|--|

(3) 家庭や地域との連携

① 基本的な考え方

- ・学校基本方針等について理解を得ることや様々な機会を捉えた訴えにより、家庭や地域に対して、「いじめ」の問題の重要性の認識を広める。
- ・児童に対して、学校と家庭が同一步調で対応ができるように、信頼関係の構築を図る。
- ・多様な大人から存在を認められること、学校以外の人間関係を築けること、多様な価値観に接すること等は「いじめ」の早期発見やいじめられている児童の支えとなりうる。日常から学校内外で多くの大人が児童と接する機会を増やす。
- ・児童は、家庭や学校だけで育てるのではなく地域の支えが非常に重要であることから、地域と連携し、地域で子どもを見守り育てる風土の構築を訴える。

② 家庭や地域との連携についての取組み

- ・地域と組織的に連携・協同する体制の構築を推進する。
- ・地域と連携して取組みを推進する。
- ・学校通信や学年通信、学級通信等により、家庭への情報発信を丁寧に行うことで、学校への理解を深める。
- ・家庭訪問や懇談、連絡帳等を通して、家庭との連携を密にし、信頼関係を構築する。
- ・地区別の懇談会や住民懇談会、学校評議員会等において、積極的に様々な情報を発信することで、学校に対する理解を深めるとともに、学校への協力を仰ぐ。
- ・地域行事への積極的な参加等を通して、地域住民との交流を深める。
- ・校外での児童の様子について、学校へ情報が寄せられるような体制を構築する。

③ 今年度の重点項目

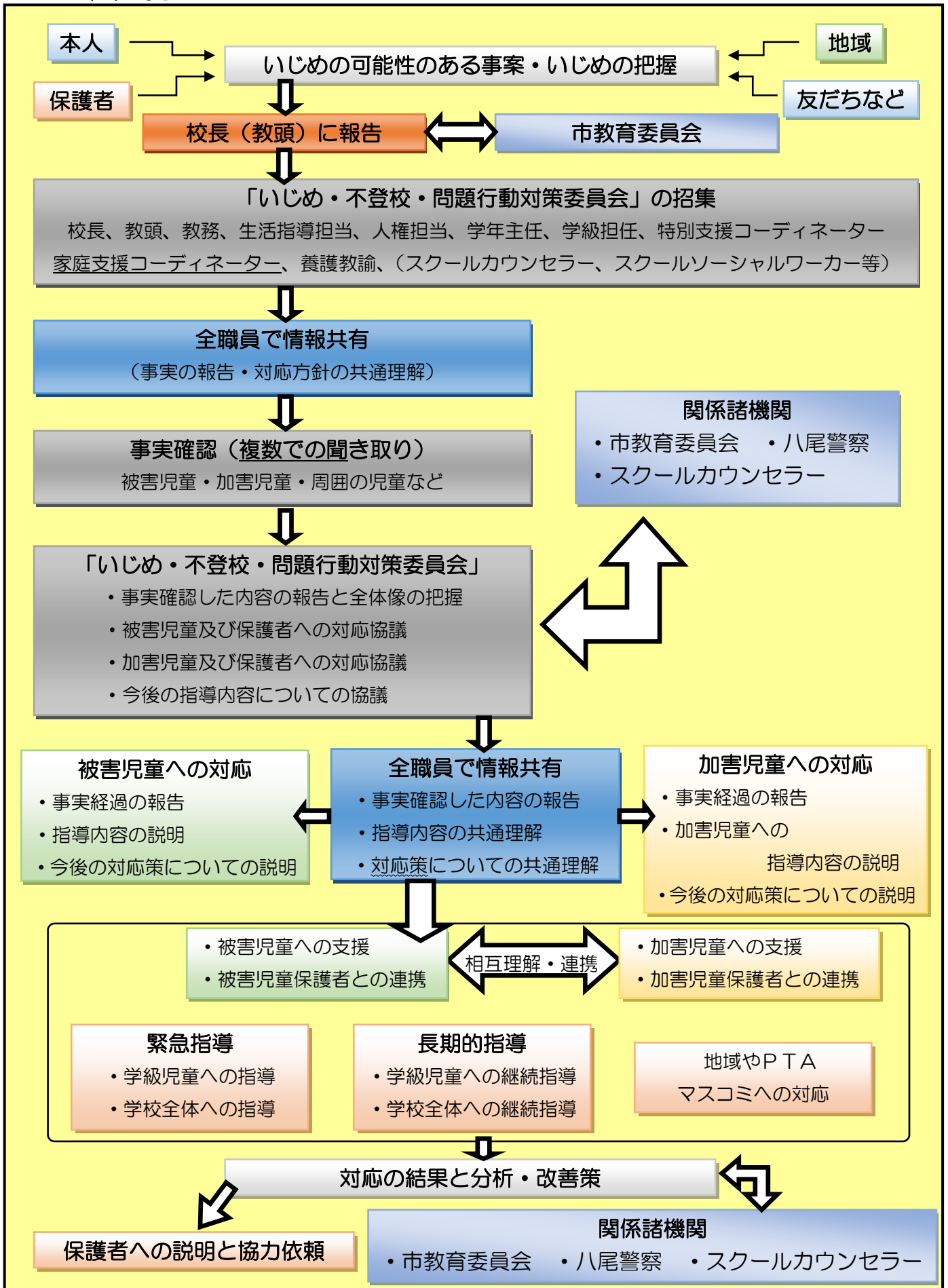
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・家庭訪問や懇談会、学校通信などを通じて、学校のいじめ防止に関する取組み姿勢を家庭に理解してもらい、協力体制を築く。・学校評議員会を活用し、学校のいじめ未然防止に関する取組み計画について協議し、理解・協力を得る。 |
|---|

3. 事象が発生した場合の考え方・対応

(1) 基本的な考え方

- ・被害児童に寄り添い、守り通すという姿勢で対応にあたる。
- ・発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、学校体制の組織で対応する。
- ・教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置く。
- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと対応にあたる。また、必要に応じて関係機関・専門機関との連携を図る。
- ・教育委員会へ報告し、連携して対応にあたる。また、必要に応じて支援を要請する。

(2) 対応について



① 「いじめ」の発見・通報を受けたときの対応のポイント

保護者からの訴えを聞いた教職員（担任）の対応

- ・決して一人で抱え込むことなく、管理職に報告し、組織として対応にあたる。
- ・当該児童の話を十分に聴く態度に徹し、不安や恐怖等、様々な気持ちを共感的に受け止めながら、安全で安心できる環境を確保し、「いじめ」の事実確認をする。その際、児童の心身の状態、発達段階を十分配慮して行う。

校長の対応

1. 校内緊急体制の構築（いじめ・不登校・問題行動対策委員会）
 - ・具体的な対応方針を全教職員に示す。
 - ・指示系統を明確にし、窓口を一本化し、情報は全教職員で共有する。
 - ・事実確認及び指導記録については、それぞれ聴き取った内容を時系列で整理する等、情報管理を徹底する。
2. 教育委員会への報告・支援要請
 - ・把握した内容を教育委員会に報告するとともに、事態が終息に至るまで協議連携を行なう。また、児童の状況により大阪府教育委員会に対して「緊急支援チーム」の派遣等の支援を要請する。
3. 関係機関への支援要請
 - ・児童の生命に関わるような深刻な「いじめ」や、それに発展しかねない事象が生じた場合、子ども家庭センター（児童相談所）、警察等の関係機関との連携を図る。
4. 保護者への対応
 - ・初期対応では、被害・加害の児童の保護者に対して、その心情に十分配慮した対応を行う。

② 「いじめ」を受けている児童への対応

- ・「あなたにも悪いところがあるから」「あなたの心が弱いから」等、教職員の先入観に基づく指導や、被害の児童に責任を転嫁する指導は、当該の児童の内面をさらに傷つけ、まわりの「いじめ」を一層助長することになる。教職員は、児童の痛みに寄り添う姿勢で接する。
- ・「私は一人ではない。先生や友だちが守ってくれる。」という安心感を持たせ、被害児童を見守り、心の痛みを寄り添う姿勢で接する。

③ 加害の児童への対応

- ・「いじめ」を受けた児童や周囲の児童から聴き取った内容をもとに、正確に事実を確認していく姿勢で向き合う。
- ・「いじめ」を受けた児童の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせる。そして、「いじめ」を受けた児童の気持ちに共感しながら、加害の児童の行動の変容につなげる。
- ・加害の児童の背景に迫り、その立ち直りを支援する。
- ・「いじめ」行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対許されるものではなく、「いじ

め」を受けた児童に対し、長期にわたり深刻な影響を与える点をおさえ、自らの行為の責任を理解させる。

- ・事実関係について、双方の話が一致しない場合、「いじめ」を受けている児童の訴えの事実即して事実確認をするとともに、対応策を考える。

④ 「観衆」や「傍観者」になっている児童への対応

- ・はやしたてる「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在は、被害の者にとっては、「いじめ」による苦痛だけでなく、孤独感・孤立感をますます強める存在であることを理解させる。
- ・これらの児童へも、必要に応じて学級全体で話し合うなど、「いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対に許されるものではない。」という強い姿勢で対応する。

⑤ 保護者への対応

ア) 被害の児童の保護者への対応

- ・電話ではなく、家庭訪問をする等、丁寧に誠実に話を聴く。
- ・相手の思いを正確に受け止めるため、複数の教職員で対応する。
- ・事実確認はできるだけ迅速に行う。それが、早期の解決につながるるとともに、児童や保護者の訴えに誠実に対応する学校の姿勢を示すことになる。
- ・今後の対応については、被害の児童に対する心のケアや見守る体制等について誠意を持って説明し、「いつまでに、何を、どのようにするのか」という具体的な対応策を明確に示す。

イ) 加害の児童の保護者への対応

- ・加害の児童を指導するという観点だけでなく、児童の理解を根拠とした支援の視点での対応をする。
- ・電話ではなく、家庭訪問をする等、丁寧に誠実に話を聴く。
- ・聴き取りから整理された事実を、正確に伝える。保護者が「自分や自分の子どもが責められている」等の感情にならないよう配慮しながら、加害の児童の「人格」を否定しているのではなく、「いじめ」という「行為」を改めるよう指導していることを明確に伝える。
- ・「いじめ」の解決をめざした具体的な指導について、保護者の思いも傾聴しながら、保護者に理解と協力を求める。その際には、保護者と学校の連携・協力が大切なことなどを伝える。

⑥ 情報提供

- ・「いじめ」の対応については、校内での情報共有や役割分担のみならず、PTAや地域との連携が求められる。必要に応じて、適切な時期に保護者会等を開催し、保護者に状況と学校の指導方針を説明し、学校と保護者が協力して児童を支える体制をつくる。

⑦ ネット上の「いじめ」への対応

- ・「ネット上のいじめ」の発見／児童・保護者等からの相談
学校が「ネット上のいじめ」の事案を把握するのは、児童や保護者からの相談である事例が多く見られる。また、児童の様子の変化から、事案を把握することになった事例もある。学校では子どもたちが出すいじめの兆候を見逃さず、「ネット上のいじめ」に対応していく必要がある。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、速やかに行方を特定し削除するよう指導するなどの措置を取る。ただし、不適切な書き込み等を確認した場合、必ず削除前に当該書き込み等の状況を保存する（関連ウェブサイトや電子メール、SNSでのメッセージの印刷および保存を行う。携帯電話やスマートフォンの場合はスクリーンショット等による画面の保存を行う等。これらの方法による保存が困難な場合は、画面を表示した状態の機材全体を撮影して保存する）。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに八尾警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間は、少なくとも3カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通しその安全・安心を確保する責任を有する。
- ・学校及び教職員は、いじめが解消されたように見える場合においても、時間をおいて再発する場合やより巧妙に見えにくく行われている場合があることを認識し、当該子どもへの継続的な指導やケアはもとより、保護者の心情を理解し、必要に応じて専門家による行動観察を行い、内面把握に努める。また、学級・学年・学校全体に対しても継続した指導を行うことが必要である。

4. 重大事態への対処について

【重大事態】＊いじめ防止対策推進法第28条より

- ①「いじめ」により児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等）
- ②「いじめ」により児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合）
- ③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき（重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる）

- ・重大事態と考えられる事案が発生した際には、次にあげる「八尾市いじめ防止基本方針」に基づき、直ちに教育委員会に報告し、適切に連携し対応する。

※「八尾市いじめ防止基本方針」より

Ⅲ 重大事態への対処

1 重大事態とは

- 1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(法第28条第1項1号2号)

＊「生命、心身又は財産に重大な被害」の想定されるケース

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

＊「相当の期間」とは

国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としているが、日数だけでなく、児童生徒の個々の状況を十分に把握した上で判断する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果でない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたる。

2 重大事態が発生した場合の対処（P.13 概念図参照）

（1）報告

重大事態が発生した場合、学校は、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。報告を受けた教育委員会は、法第30条第1項に基づき、事態発生について市長に報告する。

（2）調査の主体と組織

アンケート調査の実施その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

【学校が主体となって調査を行う場合】

- ・学校に常設している「いじめの防止等の対策のための組織」が調査を行う。教育委員会は、指導主事の派遣等、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

【教育委員会が主体となって調査を行う場合】

- ・学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が調査を行う。
- ・教育委員会が行う場合は、教育委員会内に設置された附属機関「八尾市いじめ調査委員会」が行う。

（3）調査結果の取扱いについて

- ・教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して調査によって明らかになった事実関係について説明する。
これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

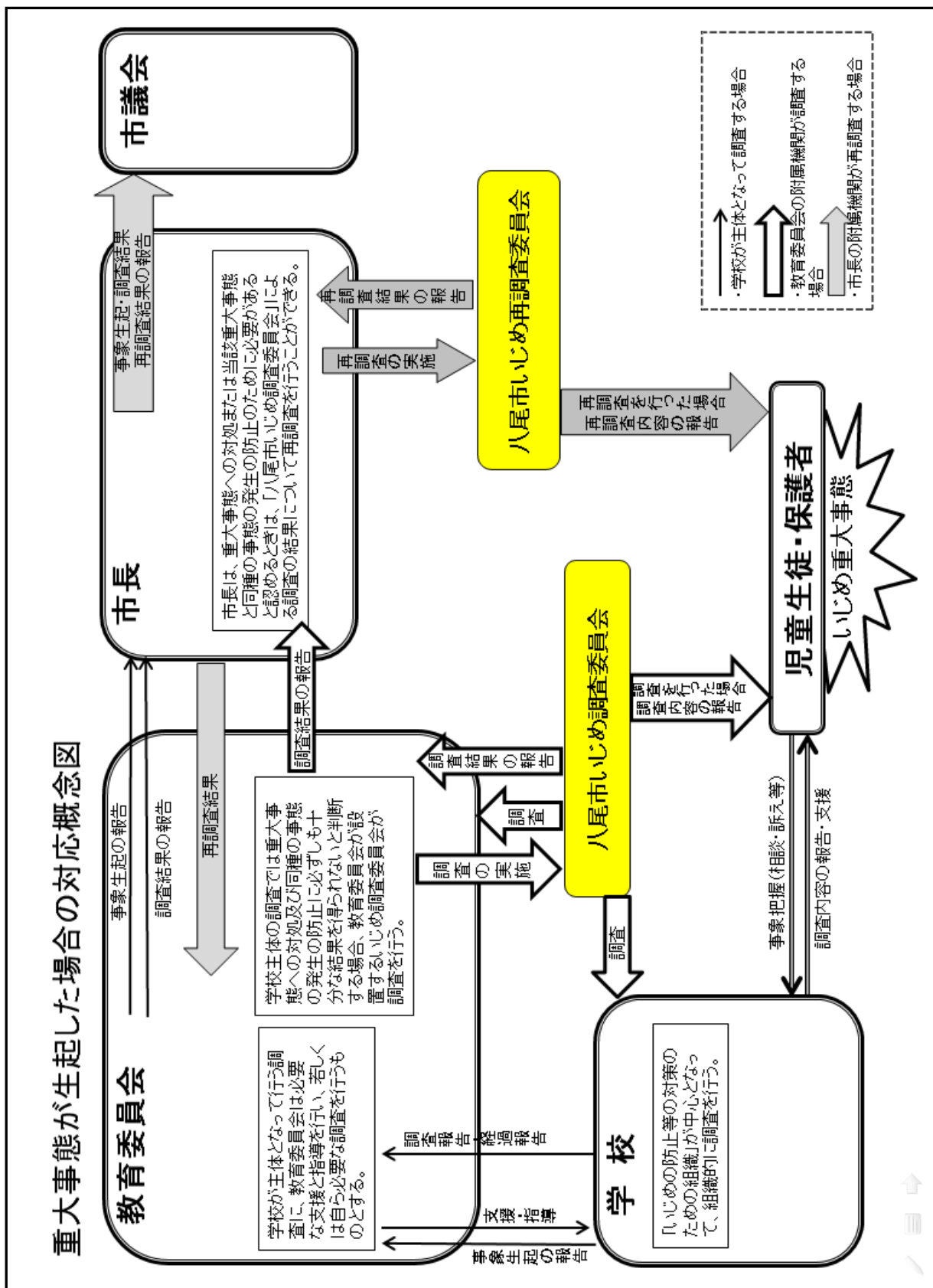
（4）市長への報告

- ・教育委員会は、調査結果について市長に報告する。

（5）市長による再調査について

- ・教育委員会から重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項により、八尾市いじめ調査委員会による調査の結果について再調査を行うことができる。
- ・市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該再調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援、人的体制の強化、必要な教育予算の確保、児童福祉や青少年健全育成の観点からの対応など必要な措置を講ずる。

- 再調査を行ったとき、市長は、法第30条第3項に基づき、その結果を市議会に報告する。報告内容については、個々の事案に応じて判断する必要があり、特に、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。



5. 年間計画

	取組内容		取組内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・不登校・問題行動対策委員会 ・学級組織づくり（集団づくり） ・家庭訪問 	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・不登校・問題行動対策委員会 ・校外学習（集団づくり）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・不登校・問題行動対策委員会 ・脱いじめ傍観者教育 ・道徳（よりよい学校生活、集団生活の充実） ・学級活動（集団づくり） ・校外学習（集団づくり） 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・不登校・問題行動対策委員会 ・学校生活アンケート ・いじめチェックカード ・教育相談 ・修学旅行（集団づくり） ・民族クラブ発表会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・不登校・問題行動対策委員会 ・学校生活アンケート ・いじめチェックカード ・教育相談 ・道徳（命の大切さ） ・じんけん文化祭作品作り 	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・不登校・問題行動対策委員会 ・学級活動（振り返り） ・人権学習発表会 ・保護者懇談会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・不登校・問題行動対策委員会 ・学級活動（振り返り） ・保護者懇談 	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・不登校・問題行動対策委員会 ・道徳（友情、信頼） ・いじめ防止教室
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修 	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・不登校・問題行動対策委員会 ・学校生活アンケート ・教育相談 ・命を育む教育（命の誕生）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・不登校・問題行動対策委員会 ・道徳（善悪の判断） ・運動会（集団づくり） 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・不登校・問題行動対策委員会 ・学級活動（振り返り）